

改正後	現行
<p><u>報告方法（協議会等への出席及び資料提供、文書等）等について記録するものとする。なお、作成した記録は5年間保存するとともに、市町村長から求めがあった場合については、提出しなければならない。</u></p> <p>(8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費 共同生活援助サービス費について</p>	<p>(8) 共同生活援助サービス費、日中サービス支援型共同生活援助サービス費及び外部サービス利用型共同生活援助サービス費 共同生活援助サービス費について</p> <p>(一) 共同生活援助の対象者について</p> <p>共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。</p> <p>この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であつて国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。</p> <p>なお、これらの事業には、身体障害者福祉法第15条第4項に基づく身体障害者手帳の交付、国民年金法(昭和34年法律第141号)第30条の4第1項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。</p> <p>また、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームの利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームを行う事業者が当該事業を開始した日において、精神科病院(精神科病院以外の病院で精神病床が設けられているものを</p>

改正後	現 行
<p>(二) 共同生活援助サービス費について</p> <p>ア 共同生活援助サービス費については、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した場合、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人の員数及び利用者の障害支援区分に応じ、算定する。</p> <p>ただし、次の(ア)又は(イ)に該当するものに対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、居宅介護等を利用した日について、報酬告示第15の1の注5の(1)から(3)までに定める単位数を算定する(令和6年3月31日までの経過措置)。この場合、指定共同生活援助事業所は、指定居宅介護事業所等から居宅介護等の提供実績を確認することとする。</p> <p>なお、居宅介護等を利用していない日については、報酬告示第15の1のイからニまでに定める単位数を算定する。</p>	<p>含む。)に1年以上入院している精神障害者に限るものとする。</p> <p>(二) 共同生活援助サービス費について</p> <p>ア 共同生活援助サービス費については、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した場合、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人の員数及び利用者の障害支援区分に応じ、算定する。</p> <p>ただし、次の(ア)又は(イ)に該当するものに対し、指定共同生活援助を行った場合にあっては、居宅介護等を利用した日について、報酬告示第15の1の注5の(1)から(3)までに定める単位数を算定する(平成33年3月31日までの経過措置)。この場合、指定共同生活援助事業所は、指定居宅介護事業所等から居宅介護等の提供実績を確認することとする。</p> <p>なお、居宅介護等を利用していない日については、報酬告示第15の1のイからニまでに定める単位数を算定する。</p> <p>(ア) 重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る介護給付費の支給決定を受けることができる者であって、区分4、区分5又は区分6に該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する者(以下「指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者」という。)</p> <p>(イ) 区分4、区分5又は区分6に該当する者であり、次の()及び()のいずれにも該当する者が、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者</p>

改正後	現 行
	<p>による居宅介護(居宅における身体介護が中心である場合に限る。)の利用を希望する者(以下「指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第2項の適用を受ける利用者」という。)</p> <p>() 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること</p> <p>() 居宅介護の利用について、市町村が必要と認めること</p> <p>イ 共同生活援助サービス費の区分について</p> <p>共同生活援助サービス費については、指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第208条第1項第1号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。</p> <p>(ア) 共同生活援助サービス費()</p> <p>常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を4で除して得た数以上であること。</p> <p>(イ) 共同生活援助サービス費()</p> <p>常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を5で除して得た数以上であること。</p> <p>(ウ) 共同生活援助サービス費()</p> <p>常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であること。</p> <p>(エ) 共同生活援助サービス費()</p> <p>() 指定障害者支援施設等の入所施設に入所若しくは精神科病院等に入院している者又は家族等と同居し</p>

改正後	現 行
	<p>ている者等であって、共同生活住居への入居を希望している者が、体験的な入居を行うに当たって、継続的な利用に移行するための課題、目標、体験期間及び留意事項等を共同生活援助計画に位置付けて、体験的な入居を行う場合に算定できるものであること。</p> <p>() 施設入所者の体験的な入居については、施設入所支援等の外泊に位置付けられるものとし、入院・外泊時加算等の算定が可能なものであるが、共同生活住居の入居日及び退居日については、施設入所支援サービス費等を合わせて算定することが可能であること。ただし、共同生活住居が同一敷地内にある場合は、共同生活住居の入居日は共同生活援助サービス費を算定し、共同生活住居の退居日は施設入所支援サービス費等を算定する。(病院に入院している者についても同様の取扱いとする。)</p> <p>() 共同生活援助サービス費()を算定している場合、の自立生活支援加算は算定しない。また、病院又は入所施設に入院又は入所している者が体験的な入居中に入院した場合、入院中の支援は元の病院又は入所施設が行うものであるから、の入院時支援特別加算及びの長期入院時支援特別加算は算定しない。また、入院又は入所している者については、の帰宅時支援加算及びの長期帰宅時支援加算は算定しない。</p> <p>(オ) 指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又</p>

改正後	現 行
	<p>は第2項の適用を受ける利用者が、共同生活住居内において居宅介護又は重度訪問介護(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者に限る。)を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者に限る。)を算定することができる。</p> <p>(三) 大規模住居等減算の取扱い</p> <p>共同生活援助サービス費については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおり所定単位数を減算する。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、各種加算を含めた単位数の合計数を減算するものではないことに留意すること。</p> <p>ア 共同生活住居の入居定員が8人以上21人未満である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に100分の95を乗じて得た数</p> <p>イ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に100分の93を乗じて得た数</p> <p>ウ 一体的な運営が行われている共同生活住居の入居定員(サテライト型住居に係る入居定員を含む。)の合計数が21人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の共同生活援助サービス費に100分の95を乗じて得た数</p> <p>なお、ウの場合の「一体的な運営が行われている共同生活住</p>

改正後	現 行
	<p>居」とは、同一敷地内又は近接的な位置関係にある共同生活住居であって、かつ、世話人又は生活支援員の勤務体制がそれぞれの共同生活住居の間で明確に区分されていない共同生活住居をいうものとする。</p> <p>日中サービス支援型共同生活援助サービス費について</p> <p>(一) 日中サービス支援型共同生活援助の対象者について</p> <p>共同生活援助については、障害者を対象とするが、このうち身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限るものとする。</p> <p>この場合の「準ずるもの」とは、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者に対して支援等を行う事業であつて国若しくは地方公共団体等の負担若しくは補助により実施される事業をいう。</p> <p>なお、これらの事業には、身体障害者福祉法第15条第4項に基づく身体障害者手帳の交付、国民年金法第30条の4第1項に基づく障害基礎年金の支給等を含むものとする。</p> <p>また、日中サービス支援型指定共同生活援助は、日中活動サービス等を利用することが困難な利用者に対して、常時の支援体制を確保した上で、共同生活住居において日常生活等の支援を行うものであることから、常時の介護を要する状態にある者等を対象者として想定するものである。</p> <p>(二) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費について</p> <p>ア 日中サービス支援型共同生活援助サービス費については、日</p>

改正後	現 行
	<p>中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に掲げる世話人の員数及び利用者の障害支援区分に応じ算定する。</p> <p>ただし、障害支援区分3以上の利用者が、日中サービス支援型指定共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合又は障害支援区分2以下の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合については、報酬告示第15の1の2の注5に掲げる単位数を算定する。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合にあっては、居宅介護等を利用した日について、当該利用者の日中の活動状況等に応じ、報酬告示第15の1の2の注6又は7に掲げる単位数を算定する。</p> <p>イ 日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費の区分について</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助サービス費については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項第1号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりで</p>

改正後	現 行
	<p>あること。</p> <p>(ア) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費() 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を3で除して得た数以上であること。</p> <p>(イ) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費() 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を4で除して得た数以上であること。</p> <p>(ウ) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費() 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を5で除して得た数以上であること。</p> <p>(エ) 日中サービス支援型共同生活援助サービス費() 報酬告示第15の1の2の二の日中サービス支援型共同生活援助サービス費()については、の(二)のイの(エ)の規定を準用する。</p> <p>なお、障害支援区分3以上の利用者が、日中サービス支援型指定共同生活援助と併せて支給決定されている日中活動サービス等を利用した日若しくは日中に介護保険サービス、精神科デイ・ケア等を利用し共同生活住居以外で過ごした日に日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合又は障害支援区分2以下の利用者に対し、日中サービス支援型指定共同生活援助を提供した場合については、報酬告示第15の1の2の注9に掲げる単位数を算定する。</p> <p>(オ) 指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は</p>

改正後	現 行
	<p>第2項の適用を受ける利用者が、共同生活住居内において居宅介護又は重度訪問介護(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者に限る。)を利用した場合には、併せて居宅介護サービス費又は重度訪問介護サービス費(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項の適用を受ける利用者に限る。)を算定することができる。</p> <p>(三) 大規模住居減算の取扱いについて 報酬告示第15の1の2の注10の(3)及び(4)については、の(三)(アを除く。)の規定を準用する。 外部サービス利用型共同生活援助サービス費について</p> <p>(一) 外部サービス利用型共同生活援助の対象者について 外部サービス利用型共同生活援助の対象者については、の(一)の規定を準用する。</p> <p>(二) 外部サービス利用型共同生活援助サービス費の区分について 外部サービス利用型共同生活援助サービス費については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、外部サービス利用型指定共同生活援助を提供した場合に、指定障害福祉サービス基準第213条の14第1項第1号に掲げる世話人の員数に応じ、算定するものとし、具体的には以下のとおりであること。</p> <p>ア 外部サービス利用型共同生活援助サービス費() 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を4で除し</p>

改正後	現 行
	<p>て得た数以上であること。</p> <p>イ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費() 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を5で除して得た数以上であること。</p> <p>ウ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費() 常勤換算方法により、世話人の員数が利用者の数を6で除して得た数以上であること。</p> <p>エ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費() アからウまでに定める以外の外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令(平成25年厚生労働省令第124号。)附則第4条の適用を受ける外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に限る。)であること。</p> <p>オ 外部サービス利用型共同生活援助サービス費() 報酬告示第15の1の2の2のホの外部サービス利用型共同生活援助サービス費()については、の(二)のイの(エ)の規定を準用する。</p> <p>(三) 大規模住居減算の取扱いについて 報酬告示第15の1の2の2の注7の(3)及び(4)については、の(三)の規定を準用する。この場合において、「各種加算」とあるのは「の受託居宅介護サービス費及び各種加算」と読み替えるものとする。また、減算の割合については、共同生活住居の入居定員の規模に応じ、次のとおりとする。</p>

改正後	現 行
	<p>ア 共同生活住居の入居定員が8人以上21人未満である場合 当該共同生活住居に係る利用者の外部サービス利用型共同生活援助サービス費に100分の90を乗じて得た数</p> <p>イ 共同生活住居の入居定員が21人以上である場合 当該共同生活住居に係る利用者の外部サービス利用型共同生活援助サービス費に100分の87を乗じて得た数</p> <p>受託居宅介護サービス費について</p> <p>(一) 受託居宅介護サービスの対象者について 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者のうち区分2以上に該当する障害者とする。</p> <p>(二) 受託居宅介護サービス費の算定について 受託居宅介護サービス費については、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者に対して、受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービス(身体介護を伴う場合に限る。)を行った場合に、算定する。</p> <p>受託居宅介護サービスの提供に当たっては、指定障害福祉サービス基準に定める具体的なサービスの内容を記載した外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われる必要がある。</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、市町村の定める受託居宅介護サービスの支給量の範囲内で、外部サービス利用型共同生活援助計画を作成することになるが、その作成に当たっては、相談支援専門員やサービス管理責任者が行う適切なアセスメント及びマネジメントにより、利用者の意向や状態</p>

改正後	現 行
	<p>像に従い設定されるべきものであることを踏まえ、硬直的な運用にならないよう十分に留意し、利用者にとって真に必要なサービスが必要に応じて提供されるよう配慮すること。</p> <p>受託居宅介護サービス事業所の従業者が受託居宅介護サービスを行った場合には、実際に要した時間により算定されるのではなく、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯において外部サービス利用型共同生活援助計画に基づいて行われるべき受託居宅介護サービスに要する時間に基づき算定されることに留意する必要がある。このため、受託居宅介護サービス事業所の従業者が行う外部サービス利用型共同生活援助計画に基づかない支援は、受託居宅介護サービス費を算定できないものであること。</p> <p>また、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づく支援であっても、外部サービス利用型指定共同生活援助の提供時間帯以外の時間帯の支援や、支援の内容が掃除、洗濯、調理などの家事援助や安否確認や健康チェックであり、それに伴い若干の身体介護を行う場合には、算定できないものであること。</p> <p>なお、当初の外部サービス利用型共同生活援助計画で定めたサービス提供内容や提供時間が、実際のサービス提供と合致しない場合には、速やかに受託居宅介護サービス事業者と協議等を行った上で、外部サービス利用型共同生活援助計画の見直し、変更を行うことが必要であること。</p> <p>(三) 基準単価の適用について</p> <p>外部サービス利用型共同生活援助計画上の受託居宅介護サ</p>

改正後	現 行
	<p>サービスの提供時間と実際の受託居宅介護サービスの提供時間に大幅な乖離があり、かつ、これが継続する場合は、当然に外部サービス利用型共同生活援助計画の見直しを行う必要があること。</p> <p>(四) 受託居宅介護サービスの所要時間について</p> <p>ア 受託居宅介護サービスの報酬単価については、短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて、所要時間の短いサービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、共同生活住居における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて受託居宅介護サービスを行うためのものである。したがって、単に1回の受託居宅介護サービスを複数回に区分して行うことは適切ではなく、1日に受託居宅介護サービスを複数回算定する場合にあっては、概ね2時間以上の間隔を空けなければならないものとする。</p> <p>なお、身体の状態等により、短時間の間隔で短時間の滞在により複数回の訪問を行わなければならない場合等はこの限りではない。</p> <p>イ 1人の利用者に対して複数の受託居宅介護サービス事業所の従業者が交代して受託居宅介護サービスを行った場合も、1回の受託居宅介護サービスとしてその合計の所要時間に応じた所定単位数を算定する。</p> <p>ウ 受託居宅介護サービスは、1人の利用者に対して受託居宅介護サービス事業所の従業者が1対1で行うことが基本である</p>

改正後	現 行
	<p>が、利用者の意向や状態等を踏まえた上で、利用者の支援に支障がない場合には、1人の従業者が複数の利用者に対して受託居宅介護サービスを行うこととして差し支えないものとする。</p> <p>この場合、各利用者の受託居宅介護サービスの所要時間が不明確となるため、1回の受託居宅介護サービスの所要時間を1回の利用者の人数で除した結果の利用者1人当たりの所要時間に応じた所定単位数をそれぞれの利用者について算定する。</p> <p>なお、この計算の結果、利用者1人当たりの所要時間がエの要件を満たさない場合は、受託居宅介護サービス費の算定はできないものであること。</p> <p>エ 「所要時間15分未満の場合」で算定する場合の所要時間は10分程度以上とする。所要時間とは、実際に受託居宅介護サービスを行う時間をいうものであり、受託居宅介護サービスのための準備に要した時間等は含まない。</p> <p>(五) 受託居宅介護サービス事業者への委託料について</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が受託居宅介護サービス事業者に支払う委託料は、個々の委託契約に基づくものとする。</p> <p>(六) 委託する受託居宅介護サービス事業者の数について</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業者が委託する受託居宅介護サービス事業者は、受託居宅介護サービス事業者に対する委託に係る業務の管理及び指揮命令の確実な実施を確保する観点から、1つの指定居宅介護事業者とすることが考えられるが、次に掲げる場合等については、複数の指定居宅介護</p>

改正後	現 行
	<p>事業者に委託するなど利用者の状況に応じて柔軟な運用や配慮を行うこと。</p> <p>ア 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所における受託居宅介護サービスの利用者数や受託居宅介護事業所の体制等により、1つの指定居宅介護事業者では対応が困難であると認められる場合</p> <p>イ 利用者の心身の状況や利用に関する意向、介護の内容等を勘案の上、特定の指定居宅介護事業者による支援が特に必要と認められる場合</p> <p>福祉専門職員配置等加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の福祉専門職員配置等加算については、2の(5)の(四)を除く。)の規定を準用する。</p> <p>視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の2の視覚・聴覚言語障害者支援体制加算については、2の(9)の規定を準用する。</p> <p>看護職員配置加算の取扱いについて 報酬告示第15の1の4の3の看護職員配置加算については、指定共同生活援助事業所等において、指定障害福祉サービス基準第208条第1項、第213条の4第1項又は第213条の14第1項に定める員数に加え、専ら当該指定共同生活援助事業所等の職務に従事する看護職員を、常勤換算方法で1以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た事業所について、加算を算定できるものであること。</p> <p>ただし、複数の共同生活住居を有する指定共同生活援助事業所等においては、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観</p>

改正後	現 行
	<p>点から、常勤換算方法により、看護職員の員数が1以上かつ利用者の数を20で除して得た数以上であること。</p> <p>なお、当該加算は、指定共同生活援助事業所等に看護職員を配置することにより、日常的な利用者の健康管理、看護の提供、喀痰吸引等に係る指導及び医療機関との連絡調整等を行える体制を整備する事業所を評価するものであるため、加算の対象となる指定共同生活援助事業所等については、当該事業所の利用者の状況に応じて、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 利用者に対する日常的な健康管理 イ 医療ニーズが必要な利用者への看護の提供等 ウ 定期又は緊急時における医療機関との連絡調整及び受診等の支援 エ 看護職員による常時の連絡体制の確保 オ 重度化した利用者の対応に係る指針の作成及び入居時における利用者又は家族への説明並びに同意</p> <p>また、当該加算の算定対象となる指定共同生活援助事業所等については、報酬告示第15の7の医療連携体制加算（医療連携体制加算（ ）を除く。）の算定対象とはならないこと。</p> <p>夜間支援等体制加算の取扱いについて</p> <p>（一）報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算（ ）については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ご</p>

改正後	現 行
	<p>とに利用者の生活サイクルに応じて、1日の活動の終了時刻から開始時刻まで(午後10時から翌日の午前5時までの間は最低限含むものとする。)を基本として、設定するものとする。以下この において同じ。)を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居(サテライト型住居を除く。)に配置される必要があること。ただし、これにより難しい特別な事情がある場合であって、適切な夜間支援体制が確保できるものとして都道府県知事が認めた場合は、この限りではないこと。</p> <p>(イ) 夜間支援従事者が複数の共同生活住居に居住する利用者に対して夜間支援を行っている場合には、夜間支援従事者が配置されている共同生活住居と、その他の共同生活住居が概ね10分以内の地理的条件にあり、かつ、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、特別な連絡体制(非常通報装置、携帯電話等)が確保される必要があること。</p> <p>(ウ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は、</p> <p>() 複数の共同生活住居(5か所まで(サテライト型住居の数は本体住居と併せて1か所とする。)に限る。)にお</p>

改正後	現 行
	<p>ける夜間支援を行う場合にあつては20人まで、 () 1か所の共同生活住居内において夜間支援を行う場合にあつては30人まで を上限とする。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であつて、夜間における支援を委託されたものであつても差し支えないものとする。</p> <p>なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホーム(従前の地域移行型ホームを含む。以下同じ。)については、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあつては、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p>

改正後	現 行
	<p>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、就寝準備の確認、寝返りや排せつの支援等のほか、緊急時の対応等を行うこととし、夜間支援の内容については、個々の利用者ごとに共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付ける必要があること。</p> <p>(エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあつては、少なくとも1晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入</p>

改正後	現 行
<p>(例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う5人定員の共同生活住居において、前年度の全利用者数の延べ数が1,570人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額</p> <p>$1,570人 \div 365日 = 4.4人$。小数点第1位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が4人の加算額を算定</p>	<p>居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第2の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第2の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算()及び同八の夜間支援等体制加算()を算定できないものであること。</p> <p>(例) 夜勤を行う夜間支援従事者が支援を行う5人定員の共同生活住居において、前年度の全利用者数の延べ数が1,570人、前年度の開所日数が365日の場合の加算額</p> <p>$1,570人 \div 365日 = 4.4人$。小数点第1位を四捨五入のため、夜間支援対象利用者が4人の加算額(336単位)を算定</p> <p>(二) 報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算()については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的</p>

改正後	現 行
	<p>な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>ア 夜間支援従事者の配置 (一)のアの規定を準用する。</p> <p>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態 (ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならず、指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームについては、共同生活住居内に専従の夜間支援従事者が配置されている場合にのみ、加算の対象とする。</p> <p>ただし、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合にあっては、当該指定短期入所事業の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p>

改正後	現 行
	<p>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、宿直を行う専従の夜間支援従事者が配置されていること。</p> <p>(ウ) 夜間支援従事者は、利用者の状況に応じ、定時的な居室の巡回や電話の収受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</p> <p>(エ) 1人の夜間支援従事者が複数の共同生活住居の夜間支援を行う場合にあつては、少なくとも1晩につき1回以上は共同生活住居を巡回する必要があること。</p> <p>ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第2の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</p> <p>1か所の共同生活住居において2人以上の夜間支援従事者が夜間支援を行う場合は、それぞれの夜間支援従事者が実際に夜間支援を行う利用者数に応じて、第2の1の(5)の規定を準用して算定する当該共同生活住居に入居している利用者数を</p>

改正後	現 行
	<p>按分して算定するものとする。これらの計算の過程において、小数点以下の端数が生じる場合については、小数点第1位を四捨五入するものとする。</p> <p>なお、宿直を行う夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算()及び同ハの夜間支援等体制加算()を算定できないものであること。</p> <p>(三) 報酬告示第15の1の5のハの夜間支援等体制加算()については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯を通じて、必要な防災体制又は利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保しているものとして都道府県知事が認める場合に算定するものであるが、具体的には次の体制をいうものである。</p> <p>ア 夜間防災体制の内容</p> <p>警備会社と共同生活住居に係る警備業務の委託契約を締結している場合に算定できるものであること。</p> <p>なお、警備会社に委託する際には、利用者の状況等について伝達しておくこと。</p> <p>イ 常時の連絡体制の内容</p> <p>常時の連絡体制については、当該事業所の従業者が常駐する場合のほか、次の場合にも算定できるものであること。</p> <p>(ア) 携帯電話などにより、夜間及び深夜の時間帯の連絡体制</p>

改正後	現 行
<p>(四) <u>報酬告示第15の1の5の二の夜間支援等体制加算()については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第15の1の5のイの夜</u></p>	<p>が確保されている場合</p> <p>(イ) 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものにより連絡体制を確保している場合</p> <p>ただし、この場合、指定障害者支援施設の夜勤職員等、別途報酬等(報酬告示第11の9の八の夜間支援等体制加算()、報酬告示第14の3の1の自立生活援助サービス費及び地域相談支援報酬告示第2の地域定着支援サービス費を除く。)により評価される職務に従事する必要がある者による連絡体制はこの加算の算定対象とはしないこと。</p> <p>なお、緊急時の連絡先や連絡方法については、運営規程に定めるとともに共同生活住居内の見やすい場所に掲示する必要があること。</p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p>常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者について、加算額を算定する。</p> <p>なお、常時の連絡体制又は防災体制を確保している共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算()及び同口の夜間支援等体制加算()を算定できないものであること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>間支援等体制加算()を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</u></p> <p><u>ア 夜間支援従事者の配置</u></p> <p><u>(ア) 当該加算による夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算()により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の時間帯を通じて配置される必要があること。</u></p> <p><u>なお、夜間支援等体制加算()により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</u></p> <p><u>(イ) 当該加算による夜間支援従事者は、共同生活住居に常駐する別の夜間支援従事者と緊密な連携体制が確保される必要があること。</u></p> <p><u>(ウ) 1人の夜間支援従事者が支援を行うことができる利用者の数は30人までを上限とする。</u></p> <p><u>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</u></p> <p><u>(ア) 夜間支援従事者は、常勤、非常勤を問わないものであること。</u></p> <p><u>また、当該夜間支援従事者は、指定共同生活援助事業所</u></p>	

改正後	現行
<p><u>又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>なお、共同生活住居における適切な夜間支援体制を確保する観点から、指定障害者支援施設や病院、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所等における夜勤・宿直業務と兼務している場合には、この加算の対象とはならないが、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が指定短期入所事業所として併設事業所又は空床利用型事業所を設置する場合には、当該指定短期入所事業所の従業者が夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</u></p> <p><u>(イ) 夜間支援を行う共同生活住居の利用者の就寝前から翌朝の起床後までの間、夜勤を行う専従の夜間支援従事者が指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に配置されていること。</u></p> <p><u>なお、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、夜間及び深夜の時間帯における支援を受託居宅介護サービス事業所の従業者に委託することも差し支えないが、その場合は、報酬告示第15の1の3の受託居宅介護サービス費ではなく、この加算を算定すること。</u></p> <p><u>(ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共</u></p>	

改正後	現行
<p><u>同生活住居を巡回し、利用者への必要な介護等の支援を行うこと。</u></p> <p><u>ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</u></p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p><u>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第2の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</u></p> <p><u>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算()、同ハの夜間支援等体制加算()、同ホの夜間支援等体制加算()及び同ヘの夜間支援等体制加算()を算定できないものであること。</u></p> <p><u>(五) 報酬告示第15の1の5のホの夜間支援等体制加算()については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算()を算定している利用者に対して、更に事業所単位で夜勤を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の一部の時間帯において必要な介護等の支援を提供できる体</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	現 行
<p><u>制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしている都道府県知事が認める場合について、算定する。</u></p> <p><u>ア 夜間支援従事者の配置</u></p> <p><u>(ア) 夜間支援従事者は、夜間支援等体制加算()により配置される別の夜間支援従事者が1人のみ常駐する共同生活住居の利用者に対する手厚い支援体制の確保や夜間支援従事者の適切な休憩時間の確保を図るため、事業所に夜間及び深夜の一部の時間帯に配置される必要があること。</u></p> <p><u>夜間及び深夜の一部の時間帯については、夜間支援従事者が午後10時から翌日の午前5時までの間において、少なくとも2時間以上の勤務時間がある場合に限り当該加算を算定できること。</u></p> <p><u>なお、夜間支援等体制加算()により配置される別の夜間支援従事者が2人以上常駐する共同生活住居の利用者は当該加算の対象とならないこと。</u></p> <p><u>(イ) (四)のアの(イ)の規定を準用する。</u></p> <p><u>(ウ) (四)のアの(ウ)の規定を準用する。</u></p> <p><u>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</u></p> <p><u>(四)のイの規定を準用する。</u></p> <p><u>ウ 加算の算定方法</u></p> <p><u>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居し</u></p>	

改正後	現 行
<p><u>ている利用者の数ではなく、第2の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</u></p> <p><u>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算()、同八の夜間支援等体制加算()、同二の夜間支援等体制加算()及び同への夜間支援等体制加算()を算定できないものであること。</u></p> <p><u>(六) 報酬告示第15の1の5のへの夜間支援等体制加算()については、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、報酬告示第15の1の5のイの夜間支援等体制加算()を算定している利用者に対して、更に事業所単位で宿直を行う夜間支援従事者を加配し、夜間及び深夜の時間帯を通じて定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保している場合であって、次のアからウまでの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</u></p> <p><u>ア 夜間支援従事者の配置</u> <u>(四)のアの規定を準用する。</u></p> <p><u>イ 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</u> <u>(ア) (四)のイの(ア)の規定を準用する。</u> <u>(イ) (四)のイの(イ)の規定を準用する。</u> <u>(ウ) 夜間支援従事者は、少なくとも1晩につき1回以上は当該加算の対象とする夜間支援対象利用者が居住する共同生活住居を巡回すること。また、利用者の状況に応じ、定</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>時的な居室の巡回や電話の收受のほか、必要に応じて、緊急時の対応等を行うものとする。</u></p> <p><u>ただし、サテライト型住居については、当該住居の形態や入居している利用者の意向、状態像等を勘案した上で、サテライト型住居ごとに巡回の必要性を判断することとして差し支えない。</u></p> <p>ウ 加算の算定方法</p> <p><u>1人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定する。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している利用者数の総数とし、当該利用者数の総数は、現に入居している利用者数ではなく、第2の1の(5)の規定を準用して算定するものとする。</u></p> <p><u>なお、当該夜間支援従事者が支援を行う共同生活住居に入居している利用者は、報酬告示第15の1の5の口の夜間支援等体制加算()、同八の夜間支援等体制加算()、同二の夜間支援等体制加算()及び同ホの夜間支援等体制加算()を算定できないものであること。</u></p>	<p>夜勤職員加配加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第15の1の5の2の夜勤職員加配加算については、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確</p>

改正後	現 行
	<p>保している場合であって、次の(一)から(三)までの要件を満たしていると都道府県知事が認める場合について、算定する。</p> <p>(一) 夜間支援従事者の加配</p> <p>加配される夜間支援従事者は、当該夜間支援従事者が夜間に支援を行う利用者が居住する共同生活住居に配置され、専らその職務に従事する必要がある、複数の共同生活住居又は他の事業所等における夜間業務を行うことで、この加算を算定することはできないものであること。</p> <p>ただし、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所が設置する指定短期入所事業所(併設事業所に限る。)の従業者が、当該夜間支援従事者の業務を兼務しても差し支えないものとする。</p> <p>(二) 夜間支援従事者の勤務内容・勤務形態</p> <p>加配される夜間支援従事者の業務は、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者と同じとする。なお、常勤、非常勤を問わないものであること。</p> <p>また、当該夜間支援従事者は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、夜間における支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>(三) 加算の算定方法</p> <p>日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定障害福祉サービス基準第213条の4第2項に定める夜間支援従事者に加え、夜勤を行う夜間支援従事者を1以上配置した共同</p>

改正後	現 行
<p>重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第15の1の6のイの重度障害者支援加算()については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。</p>	<p>生活住居に居住する利用者について、当該加算を算定できるものとする。</p> <p>重度障害者支援加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第15の1の6の重度障害者支援加算については、次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者に対し、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>ア 指定障害福祉サービス基準第208条第1項第2号又は第213条の4第1項第2号に規定する生活支援員の員数に加えて、指定重度障害者等包括支援の対象となる利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員を加配していること。この場合、常勤換算方法で、指定障害福祉サービス基準を超える生活支援員が配置されていれば足りるものである。</p> <p>(例) 区分6の利用者が2人、区分5の利用者が2人入居する指定共同生活援助事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区分6：2人÷2.5=0.8人 ・ 区分5：2人÷4=0.5人 ・ 指定障害福祉サービス基準上の生活支援員の必要数(常

改正後	現 行
	<p>勤換算)</p> <p>1.4人以上の生活支援員を配置した場合に、この加算の対象となる。</p> <p>イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第2号)修了者(以下この において「実践研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第1号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第2号)修了者が配置されているものとみなす。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、利用者の中に行動障害を有する者がいる場合は、当該利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</p> <p>ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者、行動援護従業者養成研修修了者又は喀痰吸引等研修(第3号)修了者(以下この において「基礎研修修了者」という。)であること。その際、喀痰吸引等研修(第1号)修了者又は喀痰吸引等研修(第2号)修了者が配置されている場合は当該者を喀痰吸引等研修(第3号)修了者が配置されているものとみなす。</p>

改正後	現 行
<p>(二) <u>報酬告示第15の1の6の口の重度障害者支援加算()</u>については、<u>次のアからウのいずれの要件も満たす指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において、障害支援区分4以上に該当し、かつ、障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目(第543号告示別表第二に規定する行動関連項目をいう。以下同じ。)</u>について算出した点数の合計が10点以上の者に対し、<u>指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を行った場合に算定する。</u></p> <p><u>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者及び外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の利用者及び報酬告示第15の1の6のイの重度障害者支援加算()の対象者については、この加算を算</u></p>	<p>エ 上記イ及びウにおけるサービス管理責任者及び生活支援員の数は、常勤換算方法ではなく、当該事業所においてサービス管理責任者又は生活支援員として従事する従業者の実人数で算出し、例えば、世話人と生活支援員を兼務している者についても生活支援員の数に含めること。</p> <p>(例) 指定共同生活援助事業所に生活支援員として従事する従業者の人数が13名の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記ウの場合 <p>13名×10% = 1.3名。よって、2名以上について研修を受講させる計画を定める。</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	現 行
<p><u>定することができない。</u></p> <p><u>ア (一)のアの規定を準用する。</u></p> <p><u>イ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されているサービス管理責任者又は生活支援員のうち1人以上が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者、行動援護従業者養成研修修了者であること。また、当該事業所において強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置し、かつ、行動障害を有する利用者に係る支援計画シート等を作成すること。</u></p> <p><u>ウ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所に配置されている生活支援員のうち20%以上が、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者であること。</u></p> <p><u>エ (一)のエの規定を準用する。</u></p> <p><u>医療的ケア対応支援加算の取扱いについて</u></p> <p><u>報酬告示第15の1の7の医療的ケア対応支援加算については、看護職員を常勤換算方法で1以上配置している指定共同生活援助事業所等において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者に対して指定共同生活援助等を提供する場合に算定可能とする。</u></p> <p><u>日中支援加算の取扱いについて</u></p> <p>(一) 報酬告示第15の1の<u>8</u>のイの日中支援加算()については、</p>	<p>(新設)</p> <p>日中支援加算の取扱いについて</p> <p>(一) 報酬告示第15の1の<u>7</u>のイの日中支援加算()については、</p>

改正後	現 行
<p>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じて、算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>（ア） 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてならないものであること。</p> <p>（イ） 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p>	<p>指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所が、高齢又は重度の障害者（65歳以上又は障害支援区分4以上の障害者をいう。）であって日中を共同生活住居の外で過ごすことが困難であると認められる利用者に対して、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けた上で、日中に支援を行った場合に、日中支援対象利用者の数に応じて、算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>（ア） 指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、当該支援の内容について、当該利用者のサービス等利用計画と整合性を図った上で、共同生活援助計画又は外部サービス利用型共同生活援助計画に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、日中に支援を行う日中支援従事者を加配しなければならないものであること。なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてならないものであること。</p> <p>（イ） 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって、日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p>

改正後	現 行
<p>ただし、別途報酬等（報酬告示第15の1の8の口の日中支援加算（ ）を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者数には、報酬告示第15の1の8の口の日中支援加算（ ）の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>また、指定共同生活援助事業所の利用者にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算定することができない。</p> <p>(二) 報酬告示第15の1の8の口の日中支援加算（ ）については、指定共同生活援助等と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画等」という。）に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護</p>	<p>ただし、別途報酬等（報酬告示第15の1の7の口の日中支援加算（ ）を除く。）により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者数には、報酬告示第15の1の7の口の日中支援加算（ ）の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>また、指定共同生活援助事業所の利用者にあつては、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に支援を行った場合については、この加算を算定することができない。</p> <p>(二) 報酬告示第15の1の7の口の日中支援加算（ ）については、指定共同生活援助等と併せて支給決定されている日中活動サービスを利用することとなっている日に当該サービスを利用することができないとき、サービス等利用計画又は共同生活援助計画、日中サービス支援型共同生活援助計画若しくは外部サービス利用型共同生活援助計画（以下「共同生活援助計画等」という。）に位置付けて計画的に地域活動支援センター、介護</p>

改正後	現 行
<p>保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) 指定共同生活援助事業所等は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、共同生活援助計画等に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。</p> <p>なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。</p> <p>ただし、日中サービス支援型指定共同生活事業所においては、指定障害福祉サービス基準第213条の4に規定する</p>	<p>保険法に規定する通所介護、通所リハビリテーション、介護予防・日常生活支援総合事業のうち従前の介護予防通所介護に相当するもの若しくは介護予防通所リハビリテーション、精神科ショート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアを利用している者が利用することとなっている日に利用することができないとき又は就労している利用者が出勤予定日に出勤できないときに、当該利用者に対し、日中に介護等の支援を行った場合であって、当該支援を行った日数の合計が1月につき2日を超える場合、3日目以降について算定する。</p> <p>ア 日中支援従事者の配置</p> <p>(ア) 指定共同生活援助事業所等は、当該利用者に対して日中に支援を行う場合には、日中活動サービス事業所等との十分な連携を図り、当該支援の内容について日中活動サービス等との整合性を図った上、共同生活援助計画等に位置付けるとともに、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数に加えて、当該利用者の支援のために必要と認められる数の生活支援員又は世話人を加配しなければならないものであること。</p> <p>なお、この場合の日中の支援に係る生活支援員又は世話人の勤務時間については、指定障害福祉サービス基準に規定する生活支援員又は世話人の員数を算定する際の勤務時間には含めてはならないものであること。</p> <p>ただし、日中サービス支援型指定共同生活事業所においては、指定障害福祉サービス基準第213条の4に規定する</p>

改正後	現 行
<p>人員を確保する場合には、加算の算定に当たって生活支援員又は世話人の加配を要しないこととする。</p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所等に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等(報酬告示第15の1の8のイの日中支援加算()を除く。)により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定共同生活援助事業所等ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者の数には、報酬告示第15の1の8のイの日中支援加算()の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>— 自立生活支援加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第15の2の自立生活支援加算については、療養介護サービス費の「地域移行加算」と同趣旨であるため、2の(5)の を参照されたい。</p> <p>ただし、退居して他の指定共同生活援助等を行う住居に入居する場合については、この加算を算定できない。</p>	<p>人員を確保する場合には、加算の算定に当たって生活支援員又は世話人の加配を要しないこととする。</p> <p>(イ) 日中支援従事者は、当該指定共同生活援助事業所等に従事する世話人又は生活支援員以外の者であって日中の支援を委託されたものであっても差し支えないものとする。</p> <p>ただし、別途報酬等(報酬告示第15の1の7のイの日中支援加算()を除く。)により評価される職務に従事する者に委託する場合は、この加算は算定できないものであること。</p> <p>イ 加算の算定方法</p> <p>加算の算定は、指定共同生活援助事業所等ごとに、日中に支援を行う日中支援対象利用者の数に応じ、加算額を算定する。この場合の日中支援対象利用者の数には、報酬告示第15の1の7のイの日中支援加算()の日中支援対象利用者の数を含めること。</p> <p>なお、指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の適用を受ける利用者については、この加算を算定することができない。</p> <p>— 自立生活支援加算の取扱いについて</p> <p>報酬告示第15の2の自立生活支援加算については、療養介護サービス費の「地域移行加算」と同趣旨であるため、2の(5)の を参照されたい。</p> <p>ただし、退居して他の指定共同生活援助等を行う住居に入居する場合については、この加算を算定できない。</p>

改正後	現 行
<p>— 入院時支援特別加算の取扱いについて</p> <p>— 長期入院時支援特別加算の取扱いについて</p> <p>— 帰宅時支援加算の取扱いについて</p>	<p>— 入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第15の3の入院時支援特別加算については、3の(2)の規定を準用する。 なお、共同生活援助サービス費()、日中サービス支援型共同生活援助サービス費()、報酬告示第15の1の2の注9に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費()を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>— 長期入院時支援特別加算の取扱いについて 報酬告示第15の3の2の長期入院時支援特別加算については、3の(2)の規定を準用する。 指定共同生活援助事業所はイの加算額を、日中サービス支援型指定共同生活援助事業所は口の加算額を、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所はハの加算額を算定するものとする。 なお、共同生活援助サービス費()、日中サービス支援型共同生活援助サービス費()、報酬告示第15の1の2の注9に定める日中サービス支援型共同生活援助サービス費又は外部サービス利用型指定共同生活援助サービス費()を算定している利用者であって、病院又は入所施設に入院又は入所している者については、この加算を算定できない。</p> <p>— 帰宅時支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の4の帰宅時支援加算については、3の(2)の規定を準用する。</p>

改正後	現 行
<p>— 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて</p> <p>⑲ 強度行動障害者体験利用加算の取扱いについて 報酬告示第15の6の4の強度行動障害者体験利用加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件 障害支援区分認定調査の結果に基づき、当該認定調査の項目中、行動関連項目について、算出した点数の合計が10点以上の者であって、指定共同生活援助又は日中サービス支援型指定共同生活援助を体験的に利用する者であること。</p> <p>(二) 施設要件 3の(2)の(二)の規定を準用する。</p> <p>⑳ 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第15の7の医療連携体制加算()から()までについては、2の(7)の(一)及び(二)の規定を準用する。この場合において、2の(7)の(一)中「医療連携体制加算()から()」とあるのは、「医療連携体制加算()から()」と、2の(7)の(二)中「医療連携体制加算()から()」とあるのは、「医療連携体制加算()から()」と、2の(7)の(二)のイ中「医療連携体制加算()及び()」とあるのは、「医療連携体制加算()」と読み替えるものとする。</p> <p>報酬告示第15の7の医療連携体制加算()については、環境の変</p>	<p>— 強度行動障害者地域移行特別加算の取扱いについて 報酬告示第15の6の3の強度行動障害者地域移行特別加算については、3の(2)の規定を準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>— 医療連携体制加算の取扱いについて 報酬告示第15の7の医療連携体制加算()から()までについては、2の(7)の規定を準用する。</p> <p>報酬告示第15の7の医療連携体制加算()については、環境の変</p>

改正後	現 行
<p>化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所等で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。</p> <p>したがって、</p> <p>(三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整 <p>等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。<u>また、適切な支援を行うために必要な数の人員を確保する観点から、看護師1人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とすること。</u></p> <p>なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、</p>	<p>化に影響を受けやすい障害者が、可能な限り継続して指定共同生活援助事業所等で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するものである。</p> <p>したがって、</p> <p>(一) 利用者の状態の判断や、指定共同生活援助事業所等の従業者に対し医療面からの適切な指導、援助を行うことが必要であることから、看護師配置を要することとしており、准看護師ではこの加算は認められない。</p> <p>(二) 看護師の配置については、同一法人の他の施設に勤務する看護師を活用する場合は、当該指定共同生活援助事業所等の職員と他の事業所の職員を併任する職員として配置することも可能である。</p> <p>(三) 医療連携体制をとっている事業所が行うべき具体的なサービスとしては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者に対する日常的な健康管理 ・ 通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関（主治医）との連絡・調整 <p>等を想定しており、これらの業務を行うために必要な勤務時間を確保することが必要である。</p> <p>なお、医療連携体制加算の算定要件である「重度化した場合における対応に係る指針」に盛り込むべき項目としては、例えば、</p>

改正後	現行
<p>急性期における医師や医療機関との連携体制、入院期間中における指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。</p> <p>㉓ 通勤者生活支援加算の取扱いについて</p> <p>㉔ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて 報酬告示第15の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>(削る)</p>	<p>急性期における医師や医療機関との連携体制、入院期間中における指定共同生活援助等における家賃や食材料費の取扱いなどが考えられる。</p> <p>㉑ 通勤者生活支援加算の取扱いについて 報酬告示第15の8の通勤者生活支援加算については、3の(2)の規定を準用する。</p> <p>㉒ 福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算の取扱いについて 報酬告示第15の9及び10の福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算については、2の(1)の㉑の規定を準用する。</p> <p>㉓ <u>福祉・介護職員等特定処遇改善加算の取扱いについて</u> <u>報酬告示第15の11の福祉・介護職員等特定処遇改善加算については、2の(1)の㉒の規定を準用する。</u></p>
<p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1 指定地域移行支援</p> <p>(1) 地域移行支援サービス費について</p> <p>地域移行支援サービス費の区分について</p> <p>(一) 地域移行支援サービス費()については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示</p>	<p>第三 地域相談支援報酬告示に関する事項</p> <p>1 指定地域移行支援</p> <p>(1) 地域移行支援サービス費について</p> <p>地域移行支援サービス費の区分について</p> <p>(一) 地域移行支援サービス費()については、専門職を配置し、関係機関と日常的な連携を図り、地域移行の実績を上げている事業所を評価するものであり、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年厚生労働省告示</p>